

大田区長 殿

誓 約 書

このたび大田区建築物耐震改修設計助成を申請するにあたり、以下のいずれかに該当する建築物である場合は、大田区建築物耐震改修工事助成要綱第 14 条 1 項に規定する完了確認までには是正を行うことを誓約いたします。

- 1 敷地が建築基準法上の道路に 2 メートル以上接道していないもの又は無接道のもの
- 2 敷地が接道する建築基準法上の道路及び東京都建築安全条例(昭和 25 年東京都条例第 89 号) 第 2 条に規定するかど敷地のすみ切り(以下「接道する道路等」という。)内に建築物本体及びその付属物が突出しているもの
- 3 接道する道路等内に塀、門扉及び擁壁その他外構物が突出しているもの並びに接道する道路等内が道路状に整備されていないもの
- 4 木造 3 階建ての建築物
- 5 その他建築基準法及び関係法令に照らし重大な違反があるもの

但し、大田区建築物耐震改修設計助成要綱第 2 条 5 項に規定する住宅で、以下のいずれかに該当し、かつ、経済上又は生活上の理由から耐震改修工事の実施時に是正できない場合は、建築物の建替えまでに必ず是正をいたします。

- 1 敷地が接道する建築基準法上の道路等内に塀、門扉、擁壁その他外構物が突出しているもの及び接道する道路等内が道路状に整備されていないもの
- 2 東京都建築安全条例第 2 条に規定するかど敷地のすみ切り内に塀、門扉、擁壁その他外構物が突出しているもの及びかど敷地のすみ切り内が道路状に整備されていないもの
- 3 敷地が建築基準法第 42 条第 2 項の規定により指定された道路に接道しているもので、大田区狭あい道路拡幅整備条例(平成 16 年条例第 26 号) 第 9 条第 1 項に規定する協議を行い、道路拡幅整備に努める必要のあるもの

以上

年 月 日

住所

氏名

印